

重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) 検査の流れ

(別紙1)

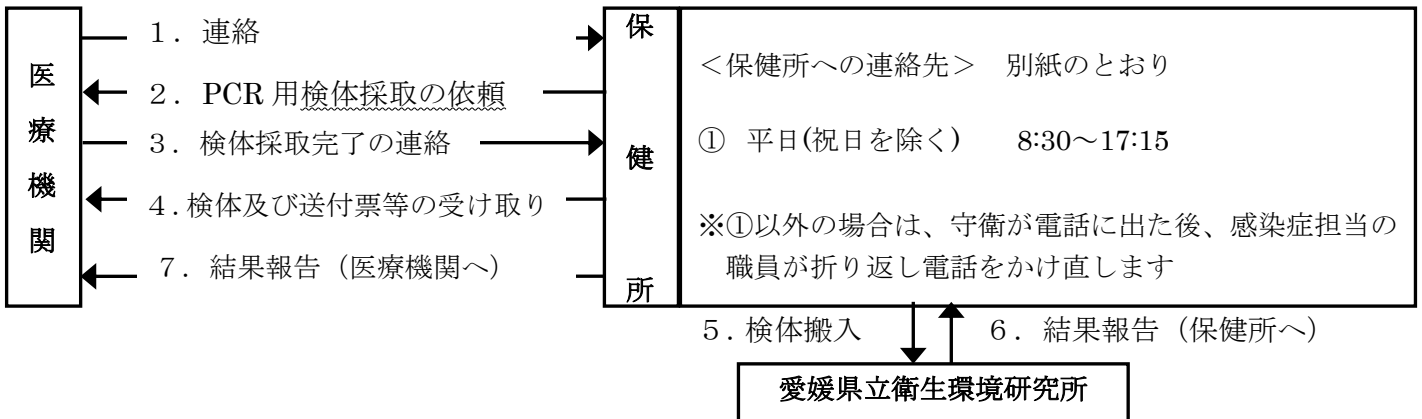
感染症法に基づく、SFTS 患者(疑)の発生連絡と併せて、患者の検体採取のご協力をお願いいたします。

《SFTS ウイルスの検査について》

検査場所：医療機関を管轄する保健所に連絡の上、行政検査として、愛媛県立環境衛生研究所で実施する

検体の種類：血液、血清、咽頭ぬぐい液、尿

※「血液」、「血清」が診断のためには最も重要です。検体量は、「血液」の場合は抗凝固剤を使用しないで5ml必要です。）血清、咽頭ぬぐい液、尿の場合は2ml必要です。



1. 連絡	下記の臨床的特徴を有する者を診察し、SFTSが疑われる場合、医療機関を管轄する保健所へ電話で連絡する ① 医療機関は、「SFTSを疑う症例の情報提供票兼SFTSウイルス検体送付票(以下「情報提供票」)」を記入し、個人情報伏せて保健所へFAXする(記載後の原本は、検体とともに保健所が受け取る) *臨床的特徴(SFTSウイルスを保有するマダニに刺咬されることで感染する) ・潜伏期間：6日~2週間 ・症状：発熱、消化器症状(嘔気、嘔吐、腹痛、下痢、下血)を主徴とする時に頭痛、筋肉痛、神経症状、リンパ節腫脹、出血症状等を伴う ・血液所見：血小板減少(10万/mm ³ 未満)、白血球減少(4000/mm ³ 未満)、血清酵素(AST、ALT、LDH)の上昇
2. PCR用検体採取の依頼	① 医療機関は、患者の了解を得て、PCR検査用の検体を採取する ※PCR用検体は、できるだけ、「血液5ml」または「血清2ml」が望ましい(原則、検体は冷蔵保存) 咽頭ぬぐい液等検体採取容器が無い場合は、保健所から医療機関へ届ける
3. 検体採取完了の連絡	① 検体採取後、医療機関から保健所へ採取完了の連絡をする
4. 検体及び送付票等の受け取り	① 保健所は、医療機関から「検体」及び「情報提供票」を受け取る
5. 検体搬入	① 保健所は、「検体」と「情報提供票(写)」を愛媛県立衛生環境研究所へ搬入する
6. 結果報告(保健所へ)	① 愛媛県立衛生環境研究所から保健所へ結果報告する ・陰性の場合：概ね1週間程度で報告する ・陽性の場合：国立感染症研究所で検査を行う二重チェック体制となる
7. 結果報告(医療機関へ)	① 保健所から医療機関へ電話にて結果報告する ② 医療機関から患者へ結果を伝える ③ 後日、保健所から医療機関へ文書にて結果報告する

※最終的に陽性が確定したら、SFTS届出となる。

